

千葉県医師修学資金貸付制度利用者の手引き 様式・規程編

－目次－

1 特によく使う様式の記載例

該当事例	必要な書類	頁数	
毎年度	現況報告書 [在学中]	1	
	現況報告書 [医師]	2	
卒前支援プロジェクトに参加した時	キャリア形成プラン [卒前シート]	3	
毎年3月10日 まで (6年生以降)	キャリア形成プラン [卒後シート]	4、5	
変更の都度	氏名(住所)変更届	6	
	連帯保証人変更届	連帯保証人の変更の例	7
		参考：誓約書	8
	連帯保証人の住所変更時の例	9	
貸付期間 満了時	修学資金借用証書	10	
	修学資金返還猶予申請書	卒業後に提出する場合	11
		在学中に提出する場合	12
	国家試験不合格の場合	13	
臨床研修の 開始時と修了時	臨床研修開始等届	研修を開始する時	14
		研修を修了した時	15
特定病院等で 勤務中に、勤務先 を変更するとき	医師業務従事開始届	16	
特定病院等で 勤務した年度末	医師業務従事期間証明書	常勤	17
		常勤(地域B群)・専攻医の勤務	18
		非常勤(短時間)勤務	19
		当直勤務	20
		不定期勤務	21
勤務(研修)を 中断するとき	臨床研修中断等届 注) 特定病院勤務中もこの様式を使用します	22	
猶予加算を 受けたいとき	修学資金返還猶予申請書	産休・育休	23
		育児による短時間勤務	24
		疾病による療養	25
		専門医取得	26
免除要件を 満たしたとき	修学資金返還免除申請書	27	

2 千葉県医師修学資金貸付条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～33

3 千葉県医師修学資金貸付条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34～40

4 千葉県医師修学資金貸付制度に係る勤務期間算定要領・・・・・・・・・・ 41

5 千葉県医師修学資金貸付制度に係る非常勤勤務等の常勤換算方法等について・・・ 42

6 キャリア形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43～52

7 キャリア形成プログラム(参考資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53～62

8 千葉県キャリア形成卒前支援プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

【参考】提出書類の種類と時期

1 貸付申込から返還免除まで共通の手続き

提出時期	様式の名称	留意事項	メール提出
貸付申込時	修学資金貸付申請書、誓約書、同意書	<ul style="list-style-type: none"> 地域枠入学の方は、入学試験の出願時に提出 一般枠及びふるさと枠の方は、貸付申込時に提出 	不可
毎年度3月	キャリア形成プラン	<p>制度利用者、千葉県、診療科別コース管理者等がファイルをやり取りし、義務履行の見通しや履行状況を双方で確認するために使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 『卒前シート』は医学部在学中の卒前支援プロジェクトの参加状況を記入 『卒後シート』は卒後の所属や、専門研修プログラムの選択状況、キャリア形成プログラムの履行状況（勤務実績や勤務予定等）を記入 	可
毎年度 4月30日まで	現況報告書	記載内容に変更がなくても、毎年度、必ず提出すること	可
住所や氏名を変更したとき	氏名（住所）変更届		可
メールアドレスを変更したとき	様式なし	<u>届出様式はないが、必ず連絡（メール・電話いずれでも可）すること</u>	可
連帯保証人を変更したとき	連帯保証人変更届	変更後の <u>連帯保証人の印鑑証明書</u> の提出が必要	不可
連帯保証人の住所や氏名が変更したとき	連帯保証人変更届	添付書類は不要だが、必ず提出すること	可

2 在学中から卒業するまでに必要な手続き

提出時期	様式の名称	留意事項	メール提出
貸付期間が満了したとき	修学資金借用証書、 修学資金返還猶予申請書	卒業時期にかかわらず、貸付期間満了時に手続きが必要	不可
留年したとき	様式なし	<u>届出様式はないが、必ず連絡</u> すること（正規の年限を超えた時点で貸付けは終了）	可
休学した (停学の処分を受けた) とき	大学休学（停学）届	休学・停学した日が属する月の翌月から修学資金の振込みを中断	不可
復学 (停学期間満了) したとき	大学復学（停学期間満了）届	復学した日が属する月の翌月から振込みを再開	不可
退学するとき	大学退学届、 修学資金貸付辞退届	届出の際に、返還の見込みについて県が確認する 【ふるさとコース以外の方】 必ず大学の担当部署に相談してから、県に連絡すること	不可
貸付けを辞退するとき	修学資金貸付辞退届 ※返還猶予を希望する場合は「修学資金返還猶予申請書」も提出 (猶予要件を満たす場合のみ)	医師キャリアコーディネータ等と面談を行い、辞退の理由や返還の見込みについて確認する 【ふるさとコース以外の方】 必ず大学の担当部署に相談してから、県に連絡すること	可 ※修学資金返還猶予申請書は不可

3 医師免許取得後、返還免除を受けるまで共通の手続き

提出時期	様式の名称	留意事項	メール提出
猶予期間の加算を受けたいとき	修学資金返還猶予申請書	理由を問わず、 <u>加算の必要がない（4年を超える見込みがない等）と申請者が判断する場合は、提出不要</u>	状況による

4 臨床研修中

提出時期	様式の名称	留意事項	メール提出
開始した時	臨床研修開始等届		不可
休止、中断した時	臨床研修中断等届	猶予期間の追加を希望する場合は、修学資金返還猶予申請書も提出	不可
修了又は再開した時	臨床研修開始等届		不可

5 特定病院での勤務開始後

提出時期	様式の名称	留意事項	メール提出
勤務先を変更する3か月前	医師業務従事開始届	届出時点で勤務している医療機関名を記載して提出（離職しているときは、氏名のみ記載）	可
1月を超える期間、特定病院に勤務しないとき	臨床研修中断等届	何らかの事情で、退職してすぐに就職しない場合、産休や育休、義務履行の要件に該当しない医療機関に勤務する場合	状況による
特定病院に勤務した翌年度の4月30日まで	医師業務従事期間証明書	提出時は県がキャリア形成プランにその旨を記載（提出したのに記載がない場合は、県に連絡すること）	不可
免除要件を満たしたとき	修学資金返還免除申請書 (要勤務先証明)	要件を満たした時点で勤務していた医療機関の証明が必要	不可

現況報告書 [在学中] 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：毎年、4月1日時点の状況を4月30日までに提出
- ※特定病院等での勤務開始後は、原則として「医師業務従事期間証明書」を同時に提出

第十八号様式（第十三条第一項）

現 況 報 告 書

令和〇年4月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

次のとおり令和〇年4月1日現在の状況を報告します。

1 現住所

住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
-----	--

住所や氏名を変更した場合は、「氏名(住所)変更届」を併せて提出してください。

2 大学、研修病院、勤務先等

所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
名 称	〇〇大学
業 務 の 内 容 等	3年生

4月1日の学年を記載してください。
留年した場合は「〇年生(留年)」と記載してください。

注意

3 連帯保証人

氏 名	千葉 次郎
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
氏 名	千葉 三郎
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

連帯保証人の自筆である必要はありません。

必ず2名記載してください。
※連帯保証人が不明な場合は、県までお問い合わせください。

連帯保証人又は連帯保証人の住所が変更した場合は、「連帯保証人変更届」を併せて提出してください。

現況報告書 [医師] 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：毎年、4月1日時点の状況を4月30日までに提出
- ※特定病院等での勤務開始後は、原則として「医師業務従事期間証明書」を同時に提出

第十八号様式（第十三条第一項）

現 況 報 告 書

令和〇年4月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 八郎

次のとおり令和〇年4月1日現在の状況を報告します。

1 現住所

住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
-----	--

住所や氏名を変更した場合は、「氏名(住所)変更届」を併せて提出してください。

2 大学、研修病院、勤務先等

所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
名 称	〇〇病院
業 務 の 内 容 等	専攻医 (内科)

3 連帯保証人

氏 名	千葉 次郎
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
氏 名	千葉 三郎
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

連帯保証人の自筆である必要はありません。

必ず2名記載してください。
※連帯保証人が不明な場合は、県までお問い合わせください。

連帯保証人又は連帯保証人の住所が変更した場合は、「連帯保証人変更届」を併せて提出してください。

キャリア形成プラン【卒前シート】 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：3月末に、当該年度の卒前支援プロジェクトの参加報告を記入して提出
- ※ 手書き様式の場合、現況報告書の下部に記載しても可。「参加なし」の年度は提出不要。

■様式ダウンロード（記載例含む）



「キャリア形成プログラム及び診療科別コース等について」 - 「キャリア形成プラン」
(卒前・卒後は同一ファイルの別シートです)

キャリア形成プラン【卒前シート】

- ・キャリア形成プラン【卒前シート】は、卒前支援プロジェクトに参加した都度記載し、chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp宛てに提出してください。
- ・卒前支援プラン及び卒前支援プロジェクトは、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ

・必ず受信可能なメールアドレスをしてください。

フリガナ氏名		ケンチョウ ハナコ	修学生番号	(記入不要)	医師修学資金貸付コース名	長期支援コース(地域枠) (千葉大: H21-H25)	メールアドレス	d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp			貸与年数	6年
		県庁 花子		(記入不要)			貸付決定年度	H24	大学名	千葉大学	義務年限	(自動入力)
							出身区分					
							貸付決定年度がH29のみ					

【卒前支援プロジェクト参加報告】

No.	年度		学年	カテゴリー	プロジェクト名称	参加年月日
	西暦	和暦				
1	2023	(自動入力)		イベント等 (県・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが開催するもの)	修学資金貸付制度説明会	令和5年5月25日
2				大学カリキュラム	地域医療学(1~2年次)	令和5年6月30日
3	2024	(自動入力)		イベント等 (県・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが開催するもの)	病院見学バスツアー	令和6年7月16日
4	2024	(自動入力)		相談	キャリアコーディネータへ相談	令和6年8月1日
5	2024	(自動入力)		イベント等 (県・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが開催するもの)	キャリア形成に関する座談会	令和6年8月30日
6		(自動入力)				
7		(自動入力)				
8		(自動入力)				
9		(自動入力)				
10		(自動入力)				

・R5年度以降の状況を記載ください。

・プルダウンから選択してください。

・県ホームページに、最新の卒前支援プロジェクトが掲載されています。そちらを参考にいただき、参加したプロジェクト名を記載してください。

【相談内容の記録（自由記述）】

相談年月日	学年	相談内容
令和6年8月1日	2年生	資格の取得や病院選択に向けた事前準備など、在学期間中にできるキャリアアップについて助言いただいた。

キャリア形成プラン【卒後シート】 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：6年生以降、毎年度、3月10日を目途に提出
- 提出フロー：県が把握している情報を入力したデータを、キャリアコーディネータから個別に送付。
当該データに、当該年度の勤務実績と翌年度の勤務予定を記入のうえ返信。



■様式ダウンロード（記載例含む）

「キャリア形成プログラム及び診療科別コース等について」- 「キャリア形成プラン」
(卒前・卒後は同一ファイルの別シートです)

○更新日：2024年3月1日

- キャリア形成プラン【卒後シート】**
- ・キャリア形成プラン【卒後シート】は、毎年度内容を更新し、**3月10日までに** chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp 宛てに提出してください。
 - ・また、勤務先や勤務時間等に変更があった場合、猶予を利用する場合等は、年度途中であってもその都度提出してください。
 - ・2ページ目【勤務実績／勤務予定等】は、可能な限り、自身のわかる範囲で記入願います。
 - ・緑色のセル → を必ず確認いただき、適宜入力、修正してください。



キャリア形成プログラム、診療科別コース、非常勤勤務等については、
県ホームページをご覧ください。
【URL】
<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryou/ishi/ishikakuho/gakusei/career.html>

・必ず受信可能なメールアドレスをしてください。

【基本情報】

フリガナ氏名	ケンチョウ ハナコ	修学生番号	(記入不要)	医師修学資金貸付コース名	長期支援コース(地域枠) (千葉大: H21-H25)	メールアドレス	d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp									
	県庁 花子		(記入不要)			貸付決定年度	H24	出身区分	千葉県	貸付決定年度がH29のみ	貸付決定年度	H24	大学名	千葉大学	貸与年数	6年
															義務年限	(自動入力)

【キャリア形成プログラム／診療科別コース】

キャリア形成プログラム	新プログラム	義務年限	(自動入力)	「地域A群」「地域B群」通算必要勤務年数	(自動入力)	うち、「地域A群」必要勤務年数	(自動入力)
診療科別コース 選択の有無	有	キャリア形成支援機関	〇〇大学医学部附属病院	診療科	△△科	備考	△△科：研修期間4年
		コース管理者 (所属／役職／氏名)	△△内科 教授 医療 木朗	コース管理者 (連絡先)	000-0000-0000 xxx@xxx.jp		

【医局／専門研修】

○医局について（医局に入室している場合、所属等を記入してください。）

所属	〇〇大学△△内科医局
責任者(職／氏名)	教授 医療 木朗
責任者連絡先	[電話] 000-0000-0000 [メール] xxx@xxx.jp

【問合せ記録】原則、県で記入します。漏れている場合には追加で記載してください。

問合せ年月日	主な内容(要旨)	対応年月日	対応者
H29.5.1	臨床研修病院の選択	H29.5.1	千葉
R1.5.15	診療科の選択	R1.5.15	中央
R1.6.20	専門研修の基幹施設の選択	R1.6.21	花見川

- 専門研修について（専門研修中の方）
- ・診療科別コースは、県のホームページに掲載している診療科別コースの一覧から選択してください。
 - 【希望のコースがある方】
 - ・コース選択「有」を選択してください。
 - ・キャリア形成支援機関、診療科、コース管理者、コース管理者連絡先について、選択した診療科別コースを確認のうえ、記入してください。
 - 【希望のコースがない方】
 - ・コース選択「コース外」を選択してください。
 - ・キャリア形成支援機関、診療科、コース管理者、コース管理者連絡先は、「-」を記載してください。
 - ・診療科別コースの新規作成について、必要に応じて医療機関へ打診します。県から皆さまへ御連絡させていただきます場合ありますので、ご承知おきください。

・基本的には県で記入します。
・漏れている場合は記載してください。

【特記事項（任意記入）】

ご自身のキャリア形成において、重視すること（希望するキャリアや家族の状況等）を自由に記載してください。

氏名(住所)変更届 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：変更の都度

第二十号様式（第十四条）

氏 名 (住 所) 変 更 届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 花子

次のとおり氏名(住所)を変更したので届け出ます。

1 新事項

住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
氏 名	千葉 花子

2 旧事項

住 所	〒△△△-△△△△ 千葉県△△町△△丁目△△番地 電話 〇〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇
氏 名	船橋 花子

3 変更の理由 転居及び婚姻したため

4 変更年月日 令和〇年〇月〇日

連帯保証人変更届〔連帯保証人を変更する場合〕 記載例

- 提出方法：**要押印・郵送**
- 提出時期：変更の都度
- 添付書類：**新たに選任した連帯保証人の印鑑証明書**

第四号様式（第四条第二項）

連 帯 保 証 人 変 更 届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借 受 人 氏 名 千 葉 一 郎 印
新連帯保証人氏名 千 葉 次 郎 印

次のとおり連帯保証人を変更するので届け出ます。

新連帯保証人については、添付する印鑑登録証明で証明されている印影を使用してください。

注意

- 1 新連帯保証人 住 所 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 千 葉 次 郎
職 業 医 師
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日生（〇〇歳）
本人との関係 叔父
電話番号 〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
- 2 旧連帯保証人 氏 名 千 葉 太 郎
- 3 変更の理由 死亡のため

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日 年月 日生（ 歳）」については記入しないこと。

【連帯保証人の要件】

- ・ 独立の生計を営み、修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する者としてください。
- ・ 独立の生計を営む場合とは、原則、連帯保証人同士が別居していること。なお、配偶者は別居していても、同一生計とみなします。
- ・ 申請者が未成年の場合、1名は法定代理人（親権者等）としてください。

参考様式「誓約書」

本様式は、貸付申請時にのみ提出するものです。

「貸付開始から返還免除を受けるまで（返還する場合は完済まで）、連帯保証人は申請者の債務を連帯して負担する」ことに留意してください。

（連帯保証人変更の場合は、本様式等を用いて変更後の連帯保証人に説明したうえで、手続きを進めてください。）

第二号様式（第三条）

誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

年 月 日

千葉県知事 様

（申請者）

氏 名 ④

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

（連帯保証人）

住 所

氏 名 ④

職 業

生年月日 年 月 日生（ 歳）

申請者との関係

電話番号

（連帯保証人）

住 所

氏 名 ④

職 業

生年月日 年 月 日生（ 歳）

申請者との関係

電話番号

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日 年 月 日生（ 歳）」については記入しないこと。

連帯保証人変更届 [連帯保証人の住所を変更する場合] 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：変更の都度

第四号様式（第四条第二項）

連 帯 保 証 人 変 更 届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

印鑑は不要です。

借 受 人 氏 名 千葉 一郎 印
新連帯保証人氏名 〇〇 〇〇

取り消し線で削除し、下段に記載例
のとおり付記してください。

~~次のとおり連帯保証人を変更するので届け出ます。~~

の住所を変更するので届け出ます。

- 1 新連帯保証人 変更後の住所 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏 名 千葉 次郎
職 業 } 記載省略
生年月日 }
本人との関係 }
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
- 2 旧連帯保証人 氏 名 } 記載省略
- 3 変更の理由 転居のため

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日 年 月 日生（歳）」については記入しないこと。

修学資金借用証書 記載例

○提出方法：要押印・郵送

○提出時期：貸付期間が満了したとき



借用金額に応じた収入印紙を貼り付けてください。

借用金額	収入印紙額
100万円を超え 500万円以下	2千円
500万円を超え 1千万円以下	1万円
1千万円を超え 5千万円以下	2万円

第十七号様式（第十二条）

修学資金借用証書



消印を押印してください。
なお、必ずしも実印である必要はありません。

千葉県知事 ○○ ○○ 様

借受人氏名 千葉 一郎 印
 連帯保証人氏名 千葉 次郎 印
 連帯保証人氏名 千葉 三郎 印

次のとおり修学資金を借用いたしました。

1 借用金額 金 14,400,000 円

2 修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）

- (1) 長期支援コース修学資金
- (2) ふるさと医師支援コース修学資金
- (3) 小児科コース修学資金
- (4) 産婦人科コース修学資金

連帯保証人の押印が必要です。
連帯保証人の押印は、必ずしも実印である必要はありません。
また、連帯保証人の自筆である必要はありません。

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

修学資金返還猶予申請書 [卒業後に提出する場合] 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：卒業と同時に貸付期間が満了したとき

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類		① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）
貸付けを受けた期間		平成31年4月から令和7年3月まで
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円
	猶予申請理由	今後、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事する見込みのため
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和7年4月から令和9年3月まで	臨床研修
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名	

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還がで

臨床研修を実施する病院の証明を受けてください。留年などで、貸付期間満了後、すぐに病院に勤務しない場合は、次ページの記載例を参照してください。

修学資金返還猶予申請書【在学中に提出する場合】 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：在学中に貸付期間が満了したとき

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類		① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）	
貸付けを受けた期間		平成31年4月から令和7年3月まで	
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円	
	猶予申請理由	今後、引き続き大学に在学し、卒業後は県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事する見込みのため	
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等	
	平成31年4月から令和8年3月まで	医学部在学	
	上記のとおり相違ないことを証明します。		年 月 日 大学病院（診療所）所在地 大学病院（診療所）名 大学病院（診療所）長氏名 印

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に

留年などで、貸付期間満了後、すぐに病院に勤務しない場合は、医学部に在学する見込みの期間を記載し、在学中の大学の証明を受けてください。「病院（診療所）」は見え消しとしてください。

修学資金返還猶予申請書【国家試験不合格の場合】 記載例

○提出方法：押印不要・メール提出可

○提出時期：卒業と同時に貸付期間が満了且つ国家試験に不合格となったとき

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類		① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）	
貸付けを受けた期間		平成31年4月から令和7年3月まで	
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円	
	猶予申請理由	今後も国家試験に向けた学習を継続し、医師免許取得後は県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事する見込みのため	
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等	
		-	
	上記のとおり相違ないことを証明します。		大学の証明欄は斜線とし、大学の証明は不要です。
年 月 日			
病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名			

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還ができなくなったことを証する書類を添付すること。

臨床研修開始等届 [研修を開始するとき] 記載例	
○提出方法： 要証明印・郵送	<p>添付を忘れないよう 注意してください。</p>
○提出時期：臨床研修を開始したとき	
○添付書類： 医師免許証 又は 医籍登録済証明書 の写し	

第九号様式（第五条第一項第五号）

臨床研修開始等届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

次のとおり臨床研修を**開始**~~（修了・再開）~~したので届け出ます。

届 出 事 由	① 臨床研修の開始 2 臨床研修の修了 3 臨床研修の再開 （該当するものを○で囲んでください。）
開始 （ 修了 ・ 再開 ） 年 月 日	令和7年4月1日
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 印 } </div>	

基幹型臨床研修病院の名称：〇〇病院

臨床研修を実施する病院の証明を受けてください。
 証明は、基幹病院・協力病院等の実際の勤務先のどちらでもかまいません。
 ただし、基幹病院以外から証明を受ける場合は、欄外に基幹病院名を記載してください。

臨床研修開始等届 [研修を修了したとき] 記載例

- 提出方法：要証明印・郵送
- 提出時期：臨床研修を修了したとき

第九号様式（第五条第一項第五号）

病院等の独自様式による修了証明は、有効となりません。
必ず県の書式で証明を受けてください。

注意

臨床研修開始等届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

次のとおり臨床研修を~~開始（修了・再開）~~したので届け出ます。

届出事由	1 臨床研修の開始 ② 臨床研修の修了 3 臨床研修の再開 （該当するものを○で囲んでください。）
開始（修了・再開） 年 月 日	令和7年3月31日
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名	

印

基幹型臨床研修病院の名称：〇〇病院

臨床研修を実施した病院の証明を受けてください。
 証明は、基幹病院・協力病院等の実際の勤務先のどちらでもかまいません。
 ただし、基幹病院以外から証明を受ける場合は、欄外に基幹病院名を記載してください。

医師業務従事開始届 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可
- 提出時期：特定病院等で勤務中に、勤務先を変更する3か月前

第十二号様式（第六条）

医師業務従事開始届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

次のとおり医師の業務に従事したいので届け出ます。

勤務開始予定年月日	令和7年4月1日
臨床研修を受け、又は勤務した病院又は診療所	〇〇病院
希望する診療科	内科

現在、勤務している医療機関名を記載してください。
(離職している場合は、空欄でかまいません)

この届出については、キャリア形成プランが毎年度、期限までに提出されている場合は、未提出であっても催促はしません。

医師業務従事期間証明書 [常勤] 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：前年度に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある場合、現況報告書と同時（4月30日まで）に提出
- ※ **勤務先が複数ある場合、勤務先ごとに作成**し、提出してください。

第十九号様式（第十三条第二項）

医師業務従事期間証明書

借受人氏名 千葉 一郎

“現在”や“未定”ではなく、**必ず具体的な日付を記載**してください。

医師の業務に従事した期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
勤務先医療機関	〇〇病院		
雇用形態	常勤		
勤務時間 (1週間当たり)	38.75時間		
勤務した診療科	内科		
1月を超える期間 医師の業務に従事しなかった 期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	期間	令和6年6月1日から 令和6年6月30日まで
		理由	海外短期研修に参加していたため

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日
千葉県知事 〇〇 〇〇 様

有無のいずれかを○で囲み、有に該当の場合はその期間及び理由を記載してください。

【医療機関の方へ】

証明日は、必ず「医師の業務に従事した期間」の最終日以降としてください。

病院（診療所）所在地
病院（診療所）名
病院（診療所）長氏名

印

医師業務従事期間証明書 [常勤 (地域B群)・専攻医の勤務] 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：前年度に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある場合、現況報告書と同時（4月30日まで）に提出
- ※ **勤務先が複数ある場合、勤務先ごとに作成**し、提出してください。

第十九号様式（第十三条第二項）

医師業務従事期間証明書

“現在”や“未定”ではなく、**必ず具体的な日付を記載**してください。

借受人氏名 千葉 一郎

医師の業務に従事した期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
勤務先医療機関	〇〇病院		
雇用形態	常勤		
勤務時間 (1週間当たり)	38.75時間		
勤務した診療科	内科 (<u>専攻医等として勤務</u>)		
1月を超える期間 医師の業務に従事しなかった 期間の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	期	地域B群の③又は④の医療機関で勤務しており、 目づ 専攻医 (サブスペ含む) としての勤務である 場合は、それがわかるように記載してください。
		間 理 由	

勤務先の雇用時間となります。

注意

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

【医療機関の方へ】

証明日は、必ず「医師の業務に従事した期間」の最終日以降としてください。

病院 (診療所) 所在地

病院 (診療所) 名

病院 (診療所) 長氏名

印

医師業務従事期間証明書【非常勤（短時間）勤務】 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：前年度に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある場合、現況報告書と同時（4月30日まで）に提出
- ※ **勤務先が複数ある場合、勤務先ごとに作成**し、提出してください。

第十九号様式（第十三条第二項）

医師業務従事期間証明書

“現在”や“未定”ではなく、**必ず具体的な日付を記載**してください。

借受人氏名 千葉 一郎

医師の業務に従事した期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
勤務先医療機関	〇〇診療所		
雇用形態	非常勤		
勤務時間 (1週間当たり)	4時間		
勤務した診療科	内科		
1月を超える期間 医師の業務に従事しなかった 期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	期	
		間	
		理	
		由	

勤務先の雇用時間となります。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

【医療機関の方へ】

証明日は、必ず「医師の業務に従事した期間」の最終日以降としてください。

病院（診療所）所在地

病院（診療所）名

病院（診療所）長氏名

印

医師業務従事期間証明書【当直勤務】 記載例

○提出方法：**要証明印・郵送**

○提出時期：前年度に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある場合、現況報告書と同時（4月30日まで）に提出

※ **勤務先が複数ある場合、勤務先ごとに作成**し、提出してください。

第十九号様式（第十三条第二項）

医 師 業 務 従 事 期 間 証 明 書

“現在”や“未定”ではなく、**必ず具体的な日付を記載**してください。 借受人氏名 千葉 一郎

医師の業務に従事した期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
勤務先医療機関	〇〇診療所		
雇用形態	非常勤（当直）		
勤務時間 （1週間当たり）	当直勤務 17回/年		
勤務した診療科	内科		
1月を超える期間 医師の業務に従事しなかった 期間の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	期 間 理 由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0056b3; color: white;"> 当直勤務の回数下限は、「14回/年」です。 14回を下回る場合は、義務年限に算定することはできません。 </div> <div style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">注意</div>

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

【医療機関の方へ】
 証明日は、必ず「医師の業務に従事した期間」の最終日以降としてください。

病院（診療所）所在地
 病院（診療所）名
 病院（診療所）長氏名

印

医師業務従事期間証明書 [不定期勤務] 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：前年度に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある場合、現況報告書と同時（4月30日まで）に提出
- ※ **勤務先が複数ある場合、勤務先ごとに作成**し、提出してください。

第十九号様式（第十三条第二項）

医師業務従事期間証明書

“現在”や“未定”ではなく、**必ず具体的な日付を記載**してください。

借受人氏名 千葉 一郎

医師の業務に従事した期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
勤務先医療機関	〇〇診療所		
雇用形態	非常勤（不定期勤務）		
勤務時間 （1週間当たり）	1日あたりの勤務時間：4時間 年間の勤務回数：26回		
勤務した診療科	内科		
1月を超える期間 医師の業務に従事しなかった 期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	期	
		間理由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

【医療機関の方へ】

証明日は、必ず「医師の業務に従事した期間」の最終日以降としてください。

病院（診療所）所在地

病院（診療所）名

病院（診療所）長氏名

印

臨床研修中断等届 記載例

○提出方法：**証明印が必要なければメール提出可**

○提出時期：**(証明印が必要な場合)**

- ・ 臨床研修を休止
- ・ 出産、育児、介護、疾病等で1月を超えて休業するとき

(証明印が不要な場合)

- ・ 医師免許取得後すぐに臨床研修を開始しない時 又は 退職した時

※ **猶予加算を申請する際は、返還猶予申請書も同時に提出してください。**

(加算期間が未定の場合は、目途がついてから猶予申請書を提出しても差し支えありません)

臨床研修中だけでなく、特定病院等での勤務中も、この様式で中断等を届出てください。

第十号様式 (第五条第一項第六号)

臨床研修中断等届

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 花子

次のとおり臨床研修を中断する(体止する・医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととする・退職する・1月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととする)ので届け出ます。

届出事由	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨床研修の中断 2 臨床研修の休止 3 医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととする 4 退職 ⑤ 1月を超える期間医師の業務に従事しない (該当するものを○で囲んでください。)
中断する(体止する・退職する・1月を超える期間医師の業務に従事しないこととする)年月日	<p>中断の予定期間を記入してください。</p> <p>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
中断する(体止する・医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととする・退職する・1月を超える期間医師の業務に従事しないこととする)理由	<p>「医師の業務に従事しない＝特定病院等で医師の業務に従事しない」と読み替えてください</p> <p>出産・育児により休業するため</p>
※病院(診療所)長の証明	<p>○ 医療機関の証明が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産休、育休、療休など ・ 基本領域の専門研修中に県外の連携施設で勤務する時 (証明は、基幹、連携どちらで取得しても構いません) <p>○ 医療機関の証明は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職した時 ・ 医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しない時 ・ 専門研修以外で、県外で勤務する時 ・ 県内で勤務するものの、義務年限に含めることができない時 (猶予)

注 月には必要がないものとする。

修学資金返還猶予申請書〔猶予加算（産休・育休）の場合〕 記載例

- 提出方法：産休・育児休業の場合⇒**要証明印・郵送**
 離職する場合⇒押印不要・メール提出可
 ただし、理由を証する公的書類（母子手帳など）を添付
- 提出時期：猶予加算を希望するとき（**事後申請も可能**）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）	
貸付けを受けた期間	平成29年4月から令和5年3月まで	
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円
	猶予申請理由	出産・育児により休業するため
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和7年4月から令和8年3月まで	産前産後及び育児休業取得見込み
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名	

- **離職せずに、産休及び育休を取得する場合**
 - ・ 勤務先の証明を受けてください。
- **離職する場合**
 - ・ 証明印は不要です。
 - ・ 理由を証明する公的書類の写しを添付してください。
 例）母子健康手帳（出生証明欄のページ）、診断書 等

る場合には、同号に
こと。

修学資金返還猶予申請書〔猶予加算（育児による短時間勤務）の場合〕 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可。ただし、理由を証する公的書類が必要。
- 提出時期：猶予加算を希望するとき（事後申請も可能）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）	
貸付けを受けた期間	平成29年4月から令和5年3月まで	
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円
	猶予申請理由	育児により非常勤（短時間）勤務を行うところ、常勤換算後の勤務時間が1年に満たず、特定病院等で勤務しない期間が発生するため。
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和7年4月から令和8年3月まで	育児による短時間勤務（週4時間勤務）
	上記のとおり相違ないことを証明 年 月 日	勤務後に御提出いただく「医師業務従事期間証明書」で証明された勤務時間と同じ時間になります。 病院（診療所）所在地
勤務先の証明は不要です。 ただし、非常勤勤務の理由を証明する公的書類の写しを添付してください。 例）母子健康手帳（出生証明欄のページ）、診断書 等		㊟

注意

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還ができなくなったことを証する書類を添付すること。

修学資金返還猶予申請書【猶予加算（疾病による療養）の場合】 記載例

- 提出方法：押印不要・メール提出可。ただし、医療機関が発行する診断書が必要。
- 提出時期：猶予加算を希望するとき（事後申請も可能）

第十五号様式（第十条）

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）	
貸付けを受けた期間	平成29年4月から令和5年3月まで	
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000 円
	猶予申請理由	疾病（ 精神疾患 ）による療養のため
業務従事等の状況	業務従事（修学・研修）	業務（修学・研修）内容等
	令和6年4月から令和7年3月1月まで	疾病（ 精神疾患 ）による療養のため
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日	
病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名		①

精神疾患の場合は、必ずその旨を記載ください（精神疾患の場合、猶予加算の上限が3ヶ月延びます）。

診断書で確認できる期間が、加算の対象です。



勤務先の証明は不要です。
 ただし、診療先の医療機関が発行する診断書（**原本**）を添付してください。

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還ができなくなったことを証する書類を添付すること。

修学資金返還猶予申請書 [猶予加算 (専門医取得) の場合] 記載例

○提出方法：**要証明印・郵送**

○提出時期：猶予加算を希望するとき (**事後申請も可能**)

第十五号様式 (第十条)

修学資金返還猶予申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

修学資金の種類	① 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)	
貸付けを受けた期間	平成28年4月から令和4年3月まで	
猶予申請の内容	猶予申請額	14,400,000円
	猶予申請理由	<ul style="list-style-type: none"> 整形外科の専門研修プログラム (専門研修基幹施設：〇〇病院、千葉県〇〇市) を令和6年度から専攻。 基本領域専門医取得までの必要最低限の期間は4年間。 令和7年度に、専門研修の連携施設である△△病院 (東京都△△区) で勤務する必要があるところ、特定病院等に該当しないことから、猶予の加算を希望する。
業務従事等の状況	業務従事 (修学・研修)	業務 (修学・研修) 内容等
	令和7年4月から令和8年3月まで	整形外科専門研修プログラム
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院 (診療所) 所在地 病院 (診療所) 名 病院 (診療所) 長氏名	

注 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第2項の規定に該当する場合には、同じく規定する返還ができなくなったことを証明は、専門研修基幹施設・連携施設、どちらから証明を受けてもかまいません。

修学資金返還免除申請書 記載例

- 提出方法：**要証明印・郵送**
- 提出時期：返還免除要件を満たしたとき

併せて、医師業務従事期間証明書の提出が必要です。

注意

第十四号様式（第八条）

修学資金返還免除申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

借受人氏名 千葉 一郎

(借受人の相続人氏名)

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を免除されるよう申請します。

修学資金の種類		<input checked="" type="radio"/> 1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 3 小児科コース修学資金 4 産婦人科コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。)	
貸付けを受けた期間		平成22年4月から平成28年3月まで	
貸付総額		14,400,000円	
免除申請の内容	免除申請額	14,400,000円	
	免除申請理由	返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事したため	
直近の業務従事等の状況	診療科	内科	業務従事等期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
	1月を超える期間医師の業務に従事しなかった期間	有 <input checked="" type="radio"/> 無	年 月 日から 年 月 日まで
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日		

注 千葉県医師修学資金貸付条例第8条第1項第7号及び第3項の規定に該当する場合には、これらの規定に該当することを証する書類を添付すること。

千葉県医師修学資金貸付条例（平成20年10月21日条例第45号）

改正	平成二一年	三月	六日	条例第一八号	平成二二年	三月	二六日	条例第一三号
	平成二六年	三月	二五日	条例第一九号	平成二七年	三月	二〇日	条例第三一号
	平成二八年	三月	二五日	条例第一九号	平成三〇年	三月	二三日	条例第一七号
	令和二年	三月	二三日	条例第一一号	令和三年	一〇月	一九日	条例第四〇号
	令和四年	一〇月	二一日	条例第三一号	令和五年	一〇月	一七日	条例第三五号
	令和六年	一〇月	一八日	条例第三六号	令和七年	三月	七日	条例第一六号

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

（貸付けの対象）

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

- 一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金
- 二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金
- 2 知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、次の各号に掲げるものに対し、これらの修学資金に加算して、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。
 - 一 将来県内の病院又は診療所の小児科において医師の業務に従事しようとするもの 小児科コース修学資金
 - 二 将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするもの 産婦人科コース修学資金
- 3 知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。
- 4 知事は、第二項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受け

千葉県医師修学資金貸付制度の手引き 様式・規程編

ようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

全部改正〔平成二十一年条例一八号〕、一部改正〔平成二十二年条例一三号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和二年一一号・令和七年一六号〕

（貸付金額等）

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあつては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
小児科コース修学資金	月額五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二二年一三号・二六年一九号・二七年三一号・二八年一九号・三〇年一七号・令和七年一六号〕

（貸付期間等）

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付けの申請及び決定）

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し等）

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受

けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

- 3 知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなければならない。

- 一 貸付期間が満了したとき。
- 二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号から第六号までに該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和五年三五号・令和七年一六号〕

(返還の免除)

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

- 一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間（当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（以下「返還免除期間」という。）に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）（臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。第三号、第五号及び第七号並びに次項において同じ。）を受け、かつ、特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務（臨床研修を除く。以下同じ。）に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき（休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。）を除く。
- 二 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算して返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
- 三 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して

その者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

四 小児科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

五 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

六 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

七 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は第一号、第三号及び第五号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間（この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられている場合は、その期間を含むものとする。）を経過する日までの間に、災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る。）その他の正当な事由により、県内において臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間があると知事が認めたときの前項第一号から第六号までの規定の適用については、これらの規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」とする。

3 知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和五年三五号・令和七年一六号〕

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。

- 一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- 二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- 三 前条第一項第七号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和五年三五号・令和七年一六号〕

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

- 2 知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

一部改正〔平成三〇年条例一七号〕

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成二二年条例一三号・令和二年一一号・三年四〇号・四年三一号・五年三五号・六年三六号〕

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

千葉県医師修学資金貸付制度の手引き 様式・規程編

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定（第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月二十日条例第三十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第十九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定（第八条第二項の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月二十三日条例第十一号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十月二十一日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年十月十七日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年十月十八日条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年三月七日条例第一六号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則（平成21年3月31日規則第27号）

改正	平成二四年	三月三〇日規則第三八号	平成二六年	三月二五日規則第一四号
	平成二八年	三月二五日規則第一二号	平成三〇年	三月二三日規則第一四号
	令和二年	三月三一日規則第三二号	令和二年	十一月二七日規則第六六号
	令和四年	二月一〇日規則第六号	令和七年	三月二一日規則第一七号

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第一項第二号の規則で定める者）

第二条 条例第二条第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの
- 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者
- 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者
全部改正〔平成二六年規則一四号〕、一部改正〔平成二八年規則一二号・三〇年一四号・令和二年三二号〕

（利息の計算方法）

第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによつて計算するものとする。

- 2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

追加〔平成三〇年規則一四号〕

（申請手続）

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金、小児科コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
- 二 推薦書（別記第三号様式）
- 三 連帯保証人の印鑑証明書
- 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

千葉県医師修学資金貸付制度の手引き 様式・規程編

2 ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの

二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第二条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

一部改正〔平成二六年規則一四号・二八年一二号・三〇年一四号・令和二年三二号・令和七年一七号〕

(連帯保証人)

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則三八号〕

(貸付決定取消事由等の届出)

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあっては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）

二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学（停学）届（別記第七号様式）

四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）

五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届（別記第九号様式）

六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届（別記第十号様式）

2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知

事に提出しなければならない。

一部改正〔平成二八年規則一二号・三〇年一四号・令和二年六六号〕

（医師業務従事開始届の提出）

第六条 借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

第七条 削除

〔令和二年規則六六号〕

（返還免除の申請）

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成三〇年規則一四号〕

（条例第八条第一項の期間の計算方法）

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

全部改正〔平成三〇年規則一四号〕

（返還猶予の申請）

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成三〇年規則一四号〕

（延滞利子の減免申請）

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

一部改正〔令和二年規則六六号〕

（氏名等変更届の提出）

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

第十五条 借受人は、第三条の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第四条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十二条の規定による修学資金借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

一部改正〔令和二年規則六六号〕

(報告)

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日規則第三十八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年三月二十五日規則第十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十八年三月二十五日規則第十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十年三月二十三日規則第十四号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日規則第三十二号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年十一月二十七日規則第六十六号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付制度の手引き 様式・規程編

(経過措置)

- 2 令和三年四月一日現在の現況報告書に係る改正後の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「現況報告基準日以前一年内に」とあるのは、「令和二年四月一日から現況報告基準日までの間に」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和四年二月十日規則第六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和七年三月二一日規則第一七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記

第一号様式

(第三条)

一部改正〔平成24年規則38号・26年14号・28年12号・令和7年17号〕

第二号様式

(第三条第一号)

一部改正〔平成24年規則38号〕

第三号様式

(第三条第二号)

第四号様式

(第四条第二項)

一部改正〔平成24年規則38号〕

第五号様式

(第五条第一項第一号)

一部改正〔令和4年規則6号〕

第六号様式

(第五条第一項第二号)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号・令和4年6号・7年17号〕

千葉県医師修学資金貸付制度の手引き 様式・規程編

第七号様式

(第五条第一項第三号)

一部改正〔令和4年規則6号〕

第八号様式

(第五条第一項第四号)

一部改正〔令和4年規則6号〕

第九号様式

(第五条第一項第五号)

一部改正〔平成30年規則14号・令和4年6号〕

第十号様式

(第五条第一項第六号)

一部改正〔平成30年規則14号・令和2年66号・4年6号〕

第十一号様式

(第五条第二項)

一部改正〔平成24年規則38号・26年14号・28年12号・令和2年66号・4年6号・7年17号〕

第十二号様式

(第六条)

一部改正〔令和4年規則6号〕

第十三号様式 削除

〔令和2年規則66号〕

第十四号様式

(第八条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号・30年14号・令和4年6号・7年17号〕

第十五号様式

(第十条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号・令和4年6号・7年17号〕

第十六号様式

(第十一条)

一部改正〔平成26年規則14号・28年12号・令和4年6号・7年17号〕

第十七号様式

(第十二条)

一部改正〔平成24年規則38号・26年14号・28年12号・令和7年17号〕

第十八号様式

(第十三条第一項)

全部改正〔平成30年規則14号〕、一部改正〔令和2年規則66号・4年6号〕

第十九号様式

(第十三条第二項)

全部改正〔平成30年規則14号〕

千葉県医師修学資金貸付制度の手引き 様式・規程編

第二十号様式

(第十四条)

一部改正〔令和4年規則6号〕

千葉県医師修学資金貸付制度に係る勤務期間算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県医師修学資金貸付制度における勤務期間の算定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 常勤勤務
週あたり31時間以上を基本として勤務すること。
- 二 非常勤勤務
上記以外

(基本的な考え方)

第3条 千葉県医師修学資金貸付制度において義務履行中の者の勤務期間の算定の対象となる勤務形態は、常勤勤務を基本とする。

2 県が勤務内容・時間等を確認した非常勤勤務については、次項各号のいずれにも該当する場
合に限り、当該勤務時間に応じた期間の常勤勤務に換算することができる。

- 一 当該勤務について、主たる勤務先等の了解を得ていること。
- 二 従事要件を満了できること。

3 勤務形態にかかわらず、勤務期間の算定は、医療機関毎に行ったうえで1年毎に合算し、そ
の際、1年を超えた分は切り捨てることとする。

(換算方法)

第4条 非常勤勤務については、別に定める換算方法等により、非常勤勤務の勤務期間を常勤勤
務の勤務期間として換算し、常勤勤務の勤務形態による勤務期間とみなすことができる。

附則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付制度に係る非常勤勤務等の常勤換算方法等について

1 換算方法

週当たりの勤務時間に応じて、下記のとおり換算し、義務履行年数とする。

- 3 1 時間以上の場合、義務履行年数 1 年
- 2 8 時間以上、3 1 時間未満の場合、義務履行年数 0. 8 年
- 2 4 時間以上、2 8 時間未満の場合、義務履行年数 0. 7 年
- 2 0 時間以上、2 4 時間未満の場合、義務履行年数 0. 6 年
- 1 6 時間以上、2 0 時間未満の場合、義務履行年数 0. 5 年
- 1 2 時間以上、1 6 時間未満の場合、義務履行年数 0. 4 年
- 8 時間以上、1 2 時間未満の場合、義務履行年数 0. 3 年
- 4 時間以上、8 時間未満の場合、義務履行年数 0. 2 年
- 2 時間以上、4 時間未満の場合、義務履行年数 0. 1 年

※ 勤務時間は、実労働時間ではなく、就労契約上の勤務時間

※ 勤務期間が通年でない場合、義務履行年数に「勤務した月数／12月」を乗じる。

(小数点第2位を切り上げる)

【義務履行例：週25時間で6月勤務する場合】

0. 7年×6月／12月＝0. 4年（小数点第2位を切り上げ）

2 年間における換算の上限

年間における換算の上限は1年分とし、1年分以上の義務履行に相当する勤務を行った場合においても、1年分を超過する勤務実績については非換算とする。

【例（年間勤務）】

地域B群の医療機関で週40時間（1年分）＋地域A群の医療機関で週8時間（0. 3年分）

⇒地域B群（0. 7年分）＋地域A群（0. 3年）

※ 地域A群での勤務実績を優先し、地域B群の0. 3年分を非換算

3 当直勤務

当直勤務の換算については、勤務時間ではなく、宿直（16時間程度）及び日直（8時間程度）の1回を日勤1日分（7時間45分^{※1}）として換算した1年間の合計時間を、2015時間（52週×5日×7時間45分）で除した数を義務履行年数（小数点第2位を切り上げ）とする。

なお、年間104時間（52週×2時間）を下限とする。^{※2}

※1 地域の病院で規定している、常勤医師の主な一日あたりの勤務時間

※2 回数にすると、年14回が下限

キャリア形成プログラム

1 各プログラム共通の用語の定義

用語	定義
医師少数区域	山武長生夷隅、君津保健医療圏
小児科の相対的医師少数区域	東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅、君津保健医療圏
産科の相対的医師少数区域	東葛北部、香取海匝保健医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 <small>（右記の条件に当てはまる地域は「県内の千葉市以外の地域」となります。）</small>	以下に掲げる区域を示す <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師少数区域 ・ 地域医療の確保及び修学資金貸付制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から、医師の派遣が必要と認められる保健医療圏 （東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、市原保健医療圏）
各保健医療圏	下表のとおり
臨床研修病院群	県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムに沿って勤務する医療機関等

【注意】

- ・ 区域や医療機関群については、医師少数区域の変更や、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。
- ・ ただし、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

2 保健医療圏の構成市町村

保健医療圏	構成市町村
千 葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印 旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安 房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市 原	市原市

3 猶予について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。

貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援や、それぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を追加することができます。

猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間1）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間2又は3）に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間1	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予3に該当しない 県外勤務 ^{※1} 等	4年
申請 により 加算 ^{※2}	猶予期間2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由 により業務に従事できないと認められる 場合	事情に応じて 期間を設定
	猶予期間3	専門医取得のための特定病院以外での 勤務（専門研修プログラムの基幹施設が 県内の医療機関である場合に限る）	基本領域取得 に必要な最低 限の期間

※1 やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間1」が適用されます。

※2 「猶予期間2」及び「猶予期間3」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

【注意】

- ・ 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、1月に満たない場合は1月とみなすため、正当な理由がある期間が1月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- ・ 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

(1) 猶予期間2の具体的な要件及び期間

ア ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理由	猶予期間の上限
休業 離職	疾病	精神疾患等は3年6月、それ以外は3年3月
	出産	産前産後8週
	育児	子が3歳に達するまで
	看護 (介護含む)	要看護者1人につき3年（要看護者の状態が2週間以上継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾病 看護 (介護含む)	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）
	育児	子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）

イ その他

理由	猶予期間
新プログラムの地域A群（旧プログラムの場合は、地域の病院）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向があり、地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている場合	地域A群を除く県内の医療機関における勤務期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）
新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始するまでの期間

《参考》新プログラムの地域A群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
勤務状況等	臨床研修 2年		千葉市内の病院 県内病院群3年			地域B群 週4日 ここまでで 2年分履行		理由を問わない猶予 4年分				申請により 猶予期間を加算			
地域A群 週1日 2年分を履行するには10年かかる															

(2) 猶予期間3の具体的な要件

ア 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

基本領域（1領域）の専門医取得に必要な最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

イ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医（1つ）の取得に必要な期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間を上限とする。

4 各プログラムの内容

(1) キャリア形成プログラム【新プログラム】

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域A群	2年以上	2年以上	2年以上
地域B群	地域A群と通算して4年以上	地域A群と通算して3.5年以上	地域A群と通算して3年以上
県内病院群	地域A群・B群と通算して7年	地域A群・B群と通算して5.5年	地域A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
地域A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院 （香取市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター （多古町）国保多古中央病院 （東庄町）東庄町国民健康保険東庄病院 （銚子市）銚子市立病院 （匝瑳市）国保匝瑳市民病院 （南房総市）南房総市立富山国保病院 （鋸南町）鋸南町国民健康保険鋸南病院 （鴨川市）鴨川市立国保病院 （市原市）千葉県循環器病センター
地域B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（地域A群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内病院群	① 県内の病院（地域A群及び地域B群の病院を除く） ② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

(2) キャリア形成プログラム【旧プログラム】

平成28年度までに新規貸付を受けた方と、平成29年度に新規貸付を受けた県内出身の方が選択できるプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域の病院群	3年以上	2.5年以上	2年以上
専門研修プログラムを有する県内病院群	地域の病院群と通算して7年	地域の病院群と通算して5.5年	地域の病院群と通算して4年

※ 県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
地域の病院群	① 新プログラムの地域A群の医療機関 ② 以下に掲げる3つの病院 千葉市桜木園（千葉市） 船橋市立リハビリテーション病院（船橋市） 柏市立柏病院（柏市）
専門研修プログラムを有する県内病院群	① 専門（後期）研修プログラムを有する県内病院 専門医を取得するなどのキャリアアップを図るための勤務先を指します。 なお、必ずしも専攻医として勤務する必要はありません。 ② 県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所 （専攻医等の勤務に限定） 当該診療所が策定した新プログラムの診療科別コースを基本として、旧プログラムの条件に合わせて作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限ります。

(3) キャリア形成プログラム【政策医療分野プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群 [※]	2年	2年	2年
政策医療分野群	7年	5.5年	4年
	ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。		

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要がある。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	<p>① 産科</p> <p>以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院
	<p>② 新生児科</p> <p>以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・ 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・ キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院
	<p>③ 救急科</p> <p>以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の救命救急センターに指定されている病院 ・ 県内の救急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群以外の医療機関群	<p>① 県内の病院（政策医療分野群の病院を除く）</p> <p>② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所</p>

(4) キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
診療支援部門群	7年	5.5年	4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要がある。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	① 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。
	② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の病理専門研修プログラムの研修施設において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。
	③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群又は県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

本制度の趣旨は地域A群における勤務であり、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

＜参考＞診療科別コース設定の条件

診療科別コースを設定する医療機関に対して、県が依頼している事項は次のとおりです。

（以下、抜粋）

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

ア 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。

イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

(5) キャリア形成プログラム【小児科プログラム】

小児科を標榜している医療機関において、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
小児A群	2年以上	2年以上	2年以上
小児B群	小児A群と通算して4年以上	小児A群と通算して3.5年以上	小児A群と通算して3年以上
県内小児病院群	小児A群・B群と通算して7年	小児A群・B群と通算して5.5年	小児A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
小児A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（小児A群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内小児病院群	① 県内の病院（小児A群及び小児B群の病院を除く） ② 小児B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

(6) キャリア形成プログラム【産科プログラム】

分娩を取扱っている医療機関において、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
産科A群	2年以上	2年以上	2年以上
産科B群	産科A群と通算して4年以上	産科A群と通算して3.5年以上	産科A群と通算して3年以上
県内産科病院群	産科A群・B群と通算して7年	産科A群・B群と通算して5.5年	産科A群・B群と通算して4年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
産科A群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
産科B群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（産科A群を除く）。 ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内産科病院群	① 県内の病院（産科A群及び産科B群の病院を除く） ② 産科B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

5 キャリア形成プログラムの改正履歴

平成30年3月30日	キャリア形成プログラム策定 (新プログラム・旧プログラム)
令和2年1月20日	新プログラム・旧プログラム改正 政策医療分野プログラム策定
令和2年3月31日	新プログラム・旧プログラム改正
令和4年3月31日	診療支援部門プログラム策定
令和5年4月18日	キャリア形成プログラム改正 (猶予)
令和5年10月30日	キャリア形成プログラム改正 (県外臨床研修)
令和6年4月1日	キャリア形成プログラム改正 (地域A群)
令和7年4月1日	小児科プログラム・産科プログラム策定

キャリア形成プログラム ～参考資料～

第1 基幹型臨床研修病院一覧

- (千葉市) 千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、
千葉県立病院群（千葉県がんセンター）、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、
千葉中央メディカルセンター
- (習志野市) 千葉県済生会習志野病院、津田沼中央総合病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋中央病院、船橋市立医療センター、セコメディック病院、
千葉徳洲会病院、船橋二和病院
- (市川市) 国立国府台医療センター、行徳総合病院、東京歯科大学市川総合病院
- (浦安市) 東京ベイ浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター、新松戸中央総合病院、新東京病院、
千葉西総合病院
- (流山市) 東葛病院
- (柏市) 名戸ヶ谷病院、柏厚生総合病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (野田市) 野田総合病院
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年4月1日時点

第2 各プログラムにおける医療機関群

1 新プログラム

(1) 地域A群

ア 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

保健医療圏	構成市町村
山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

イ 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

(香取市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター

(多古町) 国保多古中央病院

(東庄町) 東庄町国民健康保険東庄病院

(銚子市) 銚子市立病院

(匝瑳市) 国保匝瑳市民病院

(南房総市) 南房総市立富山国保病院

(鋸南町) 鋸南町国民健康保険鋸南病院

(鴨川市) 鴨川市立国保病院

(市原市) 千葉県循環器病センター

令和7年4月1日時点

(2) 地域B群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。
ただし、地域A群を除く。

ア 自治体病院

- (船橋市) 船橋市立医療センター、船橋市立リハビリテーション病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (柏市) 柏市立柏病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院

令和7年4月1日時点

イ 地域医療支援病院

- (市川市) 国立国府台医療センター、東京歯科大学市川総合病院
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (習志野市) 千葉県済生会習志野病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
- (柏市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成田市) 成田赤十字病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和7年4月1日時点

ウ 専門研修プログラムの研修施設の病院^{※1※2}

エ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1※2}

(3) 県内病院群

ア 県内の病院（地域A群及び地域B群の病院を除く）

イ 地域B群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1}

※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの地域B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務かどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。)

2 政策医療分野プログラム

(1) 政策医療分野群

ア 産科・新生児科

(ア) 総合周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (鴨川市) 亀田総合病院

(イ) 地域周産期母子医療センター

- (千葉市) 千葉県こども病院、千葉市立海浜病院
- (船橋市) 船橋中央病院
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (成田市) 成田赤十字病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院

(ウ) 地域A群のうち分娩を取扱っている病院

- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (山武市) さんむ医療センター（現在、分娩休止中）
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院、加藤病院、薬丸病院

令和7年4月1日時点

イ 救急科

(ア) 救命救急センター

- (千葉市) 千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター
- (柏市) 東京慈恵会医科大学附属柏病院
- (成田市) 成田赤十字病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (東金市) 東千葉メディカルセンター
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 帝京大学ちば総合医療センター

(イ) 救急基幹センター

- (千葉市) 千葉メディカルセンター
- (香取市) 千葉県立佐原病院
- (市原市) 千葉県循環器病センター

令和7年4月1日時点

3 診療支援部門プログラム

(1) 診療支援部門群

ア 放射線科（県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設）

- (千葉県) 千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、山王病院、量子科学技術研究開発機構QST病院、千葉県がんセンター、ちば県民保健予防財団総合健診センター
- (習志野市) 谷津保健病院
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (船橋市) 船橋市立医療センター
- (市川市) 東京歯科大学市川総合病院
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院
- (柏市) 国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年10月24日時点

イ 病理（県内の病理専門研修プログラムの研修施設）

- (千葉県) 千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、みつわ台総合病院、千葉県総合救急災害医療センター
- (八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター
- (鎌ヶ谷市) 鎌ヶ谷総合病院
- (船橋市) 船橋中央病院、船橋二和病院、船橋市立医療センター
- (市川市) 国際医療福祉大学市川病院
- (浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- (柏市) 国立がん研究センター東病院
- (松戸市) 松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
- (成田市) 成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- (佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- (印西市) 日本医科大学千葉北総病院
- (富里市) 成田富里徳洲会病院
- (旭市) 総合病院国保旭中央病院
- (鴨川市) 亀田総合病院
- (木更津市) 国保直営総合病院君津中央病院
- (市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年10月24日時点

ウ 臨床検査（県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設）

（千葉市）千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター

（浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院

（流山市）東葛病院

（佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院

（鴨川市）亀田総合病院

令和6年10月24日時点

4 小児科プログラム

小児A群、小児B群、県内小児病院群いずれの医療機関群においても、小児科を標榜している医療機関であること。

(1) 小児A群

ア 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

イ 小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村
医師少数区域 ・ 相対的医師 少数区域	山武長生 夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
	君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
相対的医師 少数区域	東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市
	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

ウ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院

- (香 取 市) 千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
- (多 古 町) 国保多古中央病院
- (東 庄 町) 東庄町国民健康保険東庄病院
- (銚 子 市) 銚子市立病院
- (鴨 川 市) 鴨川市立国保病院
- (市 原 市) 千葉県循環器病センター

令和6年4月1日時点

(2) 小児B群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、小児A群を除く。

ア 自治体病院

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院

令和6年4月1日時点

イ 地域医療支援病院

(成 田 市) 成田赤十字病院

(佐 倉 市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印 西 市) 日本医科大学千葉北総病院

(旭 市) 総合病院国保旭中央病院

(鴨 川 市) 亀田総合病院

(市 原 市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年4月1日時点

ウ 専門研修プログラムの研修施設の病院^{※1※2}

エ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1※2}

(3) 県内小児病院群

ア 県内の病院（小児A群及び小児B群の病院を除く）

イ 小児B群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1}

※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの小児B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。)

5 産科プログラム

産科A群、産科B群、県内産科病院群いずれの医療機関群においても、分娩を取扱っている医療機関であること。

(1) 産科A群

ア 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

イ 産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛北部及び香取海匝保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村
医師少数区域	山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
	君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
相対的医師少数区域	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
	香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

ウ 新プログラムの地域A群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院

対象施設なし

令和6年7月1日時点

(2) 産科B群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、産科A群を除く。

ア 自治体病院

(船橋市) 船橋市立医療センター

令和6年7月1日時点

イ 地域医療支援病院

(市川市) 東京歯科大学市川総合病院

(船橋市) 船橋市立医療センター

(八千代市) 東京女子医科大学附属八千代医療センター

(浦安市) 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

(成田市) 成田赤十字病院

(佐倉市) 東邦大学医療センター佐倉病院

(印西市) 日本医科大学千葉北総病院

(鴨川市) 亀田総合病院

(市原市) 千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和6年7月1日時点

ウ 専門研修プログラムの研修施設の病院^{※1※2}

エ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1※2}

(3) 県内産科病院群

ア 県内の病院（産科A群及び産科B群の病院を除く）

イ 産科B群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所^{※1}

※1 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※2 具体的な医療機関名は、各診療科別コースの産科B群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

(不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。)

千葉県キャリア形成卒前支援プラン

令和5年4月11日策定

1 目的

本プランは、千葉県医師修学資金貸付制度において、将来、キャリア形成プログラムの適用を受ける学生に対し、卒業時までの期間、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（卒前支援プロジェクト）を実施し、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的とします。

2 適用の対象

令和5年度以降、地域枠で入学する者、又は、地域枠以外の枠で入学しキャリア形成プログラムの適用について同意した者を対象とし、県と対象学生の間での合意により適用されるものとします。

3 「卒前支援プロジェクト」について

対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供するため、本プランに基づき、県は、地域医療に関する講義やセミナー、イベント等を実施することとし、これを「卒前支援プロジェクト」と位置付けます。

① 県の役割

県は、適宜、プロジェクトを企画し、参加募集を行うものとします。

また、対象となる学生に対し、プロジェクトへの積極的な参加を促します。

なお、令和4年度以前に入学した者に対しても、卒前支援プロジェクトへの参加を推奨します。

② 大学の役割

大学は、医学部の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合に、県と大学との調整において、当該講義等を「卒前支援プロジェクト」の枠組みに位置付けるなど、県と協力し、プロジェクトの充実に努めるものとします。

③ 対象学生の責務

対象学生は、以下のスケジュールを目的に卒前支援プロジェクトへの参加に努め、真摯に取り組むものとします。

<キャリア形成プログラムに基づく勤務開始までのスケジュール>

時期	内容
貸付申込前	卒前支援プロジェクト及びキャリア形成プログラム（卒業後、修学資金貸付制度の従事要件に関するプログラム）の内容を理解し、適用に同意
卒前支援プロジェクトの対象期間 入学から卒業まで	<p>※ 期間を通じて少なくとも3回以上の参加に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターが企画するイベント（「病院見学バスツアー」や「セミナー」など）に参加 ・ 県キャリアコーディネータ、キャリアサポーターへの相談（相談を希望する場合は、随時、県に申し出てください） ・ 地域医療学など、「卒前支援プロジェクト」に位置付けられた所属する大学の講義を受講
臨床研修開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア形成プログラムに基づいた卒業後のキャリアプランを作成 ・ キャリアコーディネータと面談